

令和3年度(2021年度)

庁内環境活動実績報告書

令和4年度版

横須賀市

令和3年度(2021年度)庁内環境活動実績報告書

目 次

1. 横須賀市環境マネジメントシステム(YES)

- (1) 横須賀市環境マネジメントシステム(YES)について 1
- (2) 令和3年度YES実績 3

2. よこすかのグリーン購入

- (1) 横須賀市グリーン購入基本方針(原文) 5
- (2) 令和3年度グリーン購入実績 7

3. 省エネ法等に基づく実績報告(市長部局分)

- (1) 省エネ法(エネルギー使用の合理化等に関する法律) 9
- (2) 温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)10
- (3) 神奈川県条例(神奈川県地球温暖化対策推進条例)10

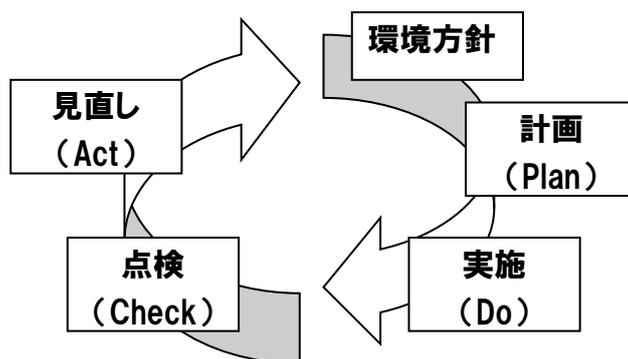
1. 横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)

(1) 横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)について

① 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムは、P D C Aサイクル(Plan:計画-Do:実施-Check:点検-Act:見直し)に基づき、組織が環境に与える有益な面、有害な面を体系的に管理するものです。

計画、実施、点検、見直しの一連の仕組みは、私たちが日常的に行っている業務活動の中での行動と同様であり、その中に環境活動を統合して実施できるため、無理なく、継続的に環境活動に取り組むことができます。



② 横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)とは

横須賀市が行うすべての事務・事業の執行において、環境への配慮が当たり前になされている状態(=環境文化の醸成)を実現するための、本市独自の環境マネジメントシステムをY E S (ワイ・イー・エス)とといいます。

Y E Sとは、“Yokosuka Environmental management System”の略称です。

<Y E Sの目的>

- i. 環境文化の醸成=すべての事務・事業の執行において、日常的に環境への配慮がなされている状態
- ii. 横須賀市役所すべての施設における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減
- iii. 職員一人一人の環境意識のさらなる向上

<Y E Sの特徴>

- i. 自己管理を基本とする仕組み
- ii. 簡素な仕組み
- iii. 努力が報われる仕組み

<Y E Sの6つの取り組み>

- i. 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011~2021) 市役所事務事業編」(以下、「市役所事務事業編」という。)に位置付けられた環境配慮行動の実践
※令和4年度からは「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」に移行
- ii. 各課等の本来業務における環境工夫の推進
- iii. 「市役所事務事業編」に基づく温室効果ガス排出量の管理・削減
- iv. 横須賀市グリーン購入基本方針等に基づくグリーン購入の推進
- v. 環境法令等の遵守

⑤ 環境方針

i. 基本理念

横須賀市は、「横須賀市基本構想」（目標2025年）が掲げる都市像である「国際海の手文化都市」を環境面から実現するため、「環境基本条例」や「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」に基づいて、環境に配慮した事務・事業を推進しています。

「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」の目指す環境像「魅力ある環境を守り、育み、未来へとつなぐ持続可能なまち よこすか」の実現に向けて、自然環境の保全と創出（再生・活用を含む）、低炭素社会の構築、循環型社会の形成など、さまざまな環境問題への取り組みを具体的に推進していきます。

ii. 基本方針

横須賀市は、現在および将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむためには、市民、事業者および市がそれぞれの責務および役割を理解し、環境に配慮した行動をすることが大切であると考えます。

そのため、本市は、次に掲げる事項を基本として、これに取り組みます。

- ア. 職員一人一人が自覚を持ち、自ら進んで環境に配慮して行動します。
- イ. 本市自らが率先して、人と環境にやさしい事務・事業を推進します。
- ウ. 関連法規、規制、協定を順守し、環境の保全に取り組みます。
- エ. 具体的かつ実効性のある環境目標を設定し、これを絶えず見直すことにより環境マネジメントシステムの継続的な改善を推進します。
- オ. 低炭素社会の構築のため、温室効果ガス排出の削減および省エネルギーの推進に重点的に取り組んでいきます。
- カ. 市民、事業者の環境配慮行動を促進するため、本市の環境活動の取組や環境に関する積極的な情報提供や普及啓発に取り組んでいきます。
- キ. 常にコスト意識をもちながら環境配慮行動を実践します。
- ク. 職員が環境配慮行動を積極的に行うことにより、環境に対するやさしさ、思いやりを持つ心を醸成します。

(2) 令和3年度YES実績

① 各課等の業務に即した環境工夫の推進

環境負荷を低減する観点から各職場の本来業務を見直し、各課等で業務に即した目標を設定し、取り組みました。

② 内部環境監査

令和4年7月～10月に、ゼロカーボン推進課職員を監査チームとし、内部環境監査を行いました。市長部局・上下水道局・教育委員会事務局を含むすべての部局に対し書類監査を実施し、書類監査後、現地監査対象課を抽出し、現地監査を実施しました。YESの趣旨を職員ひとりひとりが理解し、配慮行動や業務に即した環境工夫の取り組みが積極的に実践され、環境意識につながっていることが確認できました。

③ 温室効果ガス排出量の管理・削減

平成23年3月に策定した「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021) 市役所事務事業編」(平成28年3月中間見直し)では、本市の所有する全ての公共施設(ただし、指定管理者が管理する施設を除きます)を対象にして、平成23年度(2011年度)から令和3年度(2021年度)までの11年間を計画期間とし、目標年度である令和3年度(2021年度)の温室効果ガス排出量を基準年度である平成20年度(2008年度)比で5.0%削減することを目標としています。

YESでは、この数値の管理や削減のための活動をしていますが、令和3年度の温室効果ガス排出量実績は、基準年度(平成20年度(2008年度))に比べて5.3%減となり目標を上回りました。

これは、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、各課・施設等において、施設利用者に配慮した無理と無駄のない節電の取り組みを継続していることにより、目標を上回ったと考えられます。

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021) 市役所事務事業編」
に基づく温室効果ガス排出量の削減・実績

目 標	：平成23年度～令和3年度の計画期間、
	基準年度(平成20年度)比 5.0%減
実 績	：令和3年度 平成20年度比 5.3%減

④ グリーン購入の推進

本市は、平成14年4月1日に策定したグリーン購入基本方針およびグリーン購入調達方針に基づき、全庁的にグリーン購入に取り組んでいますが、YESでは、これに基づく調達数量・調達率の管理を行っています。

令和3年度は、22分野285品目を対象とし、22分野99品目について取り組み結果を集計し、そのうち8分野が90%以上の調達率となりました。

詳細は「2. よこすかのグリーン購入(P.5～8)」をご参照ください。

⑤ 環境法令等の遵守

廃棄物処理法における manifests の管理、各種環境基準値の遵守等が確実になされているかを各課単位で点検・評価をしました。

2. よこすかのグリーン購入

グリーン購入とは、「購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること」です。

現代の大量消費型社会は、資源の枯渇、増大する廃棄物など深刻な環境問題をもたらしています。私たちは、この社会の仕組みを根本から見直し、持続可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

横須賀市では、「横須賀市グリーン購入基本方針」を定め、平成14年度から全庁的にグリーン購入の取り組みを行っています。

(1) 横須賀市グリーン購入基本方針（原文）

本市では、環境負荷の低減や経費節減を目的として、既に省エネ・省資源に関する取組みを庁内で行ってきたが、さらなる取組みとして、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「法」という。）に基づき、「横須賀市グリーン購入基本方針」を定め、物品等の調達時における環境配慮を实践し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指すこととする。

① 目的

この基本方針は、横須賀市の事務・事業において必要となる物品等の調達に当たり、環境物品等の優先的な調達を図ることにより、環境負荷の低減ならびに循環型社会の形成を推進することを目的とする。

また、市がグリーン購入を率先して推進することにより、市民や事業者等のグリーン購入への取り組みの輪の広がりを期待するものである。

② 定義

i. グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することをいう。

ii. 環境物品等

法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス（役務）をいう。

iii. 特定調達品目

市が重点的に調達を推進する環境物品等の種類で、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に該当するものをいう。

iv. 判断基準

特定調達品目について、調達するための判断の基準をいう。

v. 特定調達物品等

特定調達品目ごとに、判断基準に適合する環境物品等で、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に該当するものをいう。

vi. 配慮事項

特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項をいう。

③ 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、出先機関等を含む本市の全組織とする。

④ 基本的な考え方

- i. 物品等の調達に当たっては、価格や品質等において、やむを得ない理由がある場合を除き、環境物品等を優先して選択するものとする。
- ii. 物品等の調達に当たっては、できる限り資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- iii. 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制するよう配慮する。
- iv. 調達した環境物品等は、できる限り長期使用及び適正使用に努め、廃棄の際には適切な分別・廃棄方法に配慮し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。

⑤ 調達方針の策定

この基本方針に基づき、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を策定する。調達方針には、以下の事項を定める。

- i. 当該年度における調達の目標
- ii. 判断基準及び配慮事項
- iii. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

⑥ 推進体制

グリーン購入の推進を図るため、環境総合政策会議専門部会において、調達方針の検討や実績の把握等を行う。

⑦ 調達方針及び実績の公表

グリーン購入の取り組みについては、毎年度の調達方針及びその実績を市のホームページ等で公表する。

⑧ 情報の提供

グリーン購入を推進するうえで必要な情報の収集及び全庁的な情報の共有化に努める。また、あわせて市民や事業者のグリーン購入の推進に資するため、情報の提供に努める。

(2) 令和3年度グリーン購入実績

令和3年度は、22分野285品目を対象として行い、22分野99品目について取り組み結果を集計しました。分野別取り組み結果は、次のとおりです。

【分野別取り組み結果】

分野	目標	達成率	購入できなかった理由等
紙類	100%	99.2% (95.6%)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
文具類		66.9% (60.1%)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
オフィス家具等		88.0% (89.1)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
画像機器等		67.7% (57.8%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかった、トナー等補充物品の純正品が適合していなかったなどの理由により、調達できませんでした。
電子計算機等		75.0% (93.2%)	適合品が高価であったなどの理由により、調達できませんでした。
オフィス機器等		97.0% (56.8%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
携帯電話等		50.0% (36.4%)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
家電製品		96.7% (88.9%)	適合品が高価であったなどの理由により、調達できませんでした。
エアコンディショナー等		100.0% (42.9%)	—
温水器等		0.0% (100.0%)	調達がありませんでした。
照明	積極的な調達に努める	42.5% (57.4%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
自動車等		0.0% (0%)	調達がありませんでした。
消火器	100%	97.8% (100%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。

分野	目標	達成率	購入できなかった理由等
制服・作業服	100%	38.4% (57.9%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
インテリア・寝装寝具		0.0% (0%)	調達がありませんでした。
作業手袋		17.9% (38.9%)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
その他 繊維製品		35.7% (16.3%)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
設備	積極的な調達に努める	0.0% (0%)	調達がありませんでした。
災害備蓄用品		93.4% (0%)	仕様を満たす品物が見つからなかったなどの理由により、調達できませんでした。
公共工事		100.0% (100.0%)	—
役務		95.9% (72.3%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかった、納期を優先する必要があったなどの理由により、調達できませんでした。
ごみ袋等		58.8% (87.3%)	適合品が高価であった、仕様を満たす品物が見つからなかった、納期を優先する必要があったなどの理由により、調達できませんでした。

※「達成率」の（ ）内は令和2年度の達成率です

3. 省エネ法等に基づく実績報告(市長部局分)

省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）及び神奈川県条例（神奈川県地球温暖化対策推進条例）において、横須賀市役所は、市長部局、教育委員会及び上下水道局の3事業者として指定を受け、各事業者単位で、各法令等の遵守事項が定められています。

市長部局における省エネ法等実績報告は、次のとおりです。

(1) 省エネ法（エネルギー使用の合理化等に関する法律）

① エネルギーの使用に係る原単位等の報告

- i. 令和3年度のエネルギーの使用量は原油換算で、13,399 kL、エネルギーの使用に係る原単位^{※1}は0.03221kL/m²です。
 ※1 市長部局分のエネルギーの使用に係る原単位は、エネルギーの使用量(原油換算値)を全施設の延床面積値で割って算出します。
- ii. 前年度に比べて、エネルギーの使用量の原油換算値は6.8%増加、エネルギーの使用に係る原単位は7.5%増加しました。
- iii. エネルギーの使用量が増加した主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた施設が令和3年度に入り再開され、イベントも増加したことによりエネルギーの使用量が前年度と比べると大幅に増加したためと考えられます。
- iv. エネルギーの使用に係る原単位が増加した理由は、エネルギー使用量の増加の理由と同様の理由と考えられます。
- v. エネルギーの使用に係る原単位の、平成29年度から令和3年度の5年度間年平均原単位変化は2.3%減少し、省エネ法における努力目標である「中長期的にみて年平均1%以上低減」を達成しています。

＜エネルギーの使用に係る原単位(市長部局)比較表＞

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5年度間 年平均原単位変化
エネルギーの 使用に係る原単位	0.03532 kL/m ²	0.03307 kL/m ²	0.03353 kL/m ²	0.02996 kL/m ²	0.03221 kL/m ²	
対前年度比		6.4%減	1.4%増	10.6%減	7.5%増	2.3%減少 ※努力目標の 1%削減以上

- vi. 市民病院（第二種エネルギー管理指定工場）の令和3年度のエネルギーの使用量は原油換算で1,557 kL、エネルギーの使用に係る原単位は0.05943 kL/m²です。
 ⇒前年度に比べて、エネルギーの使用量は2.8%、原単位は2.8%減少しました。
- vii. その主な理由としては、誘導灯や院内照明のLED化を進め、照明器具やパソコン使用等の一般的なものについて、不使用時の電源OFF等の省エネ活動を実施したことにより、エネルギーの使用量が減少したためと考えられます。

- viii. うわまち病院（第二種エネルギー管理指定工場）の令和3年度エネルギーの使用量は原油換算で1,697 kL、エネルギーの使用に係る原単位は0.07753 kL/m²です。
⇒前年度に比べて、エネルギーの使用量は2.9%、原単位は2.9%増加しました。
- ix. その主な理由としては、建物老朽化による空調効率の悪化、新型コロナウイルス感染症の感染対策による防護具着用や換気に伴う空調利用の増加及び感染症対応に伴う発熱外来設置や院内クラスター対策として空調設備や大型換気設備を設置したこと等により、エネルギーの使用量が増加したためと考えられます。

② 管理標準の整備

省エネ法で整備が義務付けられている管理標準を、一部の指定管理施設および無人施設等を除く市長部局の全施設について、整備しました。

(2) 温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

- i. 令和3年度のエネルギー起源の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で、24,715 t-CO₂です。前年度に比べて、4.6%増加しました。増加理由は（1）iiiのとおりです。
- ii. エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス^{*2}については、ガスの種類ごとに3,000 t以上排出する場合報告する必要があります。令和3年度は非エネルギー起源CO₂排出量(19,390 t-CO₂、前年度比23.6%減)のみ報告しました。
- ※2 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素
- iii. 温対法の温室効果ガス排出量の対前年度増加率(4.6%)が、省エネ法のエネルギーの使用量（原油換算値）の対前年度増加率(6.8%)より低い値となっているのは、電気の使用に関する排出係数の変更が主な理由と考えられますが、その他に原油換算値とCO₂排出量とでは算出時の係数がエネルギー毎に異なるため、エネルギーの内訳により各換算値に相違が生じるためと思われます。

令和2年度報告時 東京電力による電気の使用に関する排出係数 0.000457 t-CO₂/kWh

令和3年度報告時 東京電力による電気の使用に関する排出係数 0.000447 t-CO₂/kWh

(3) 神奈川県条例（神奈川県地球温暖化対策推進条例）

① 施設の温室効果ガス排出量

- i. 令和3年度温室効果ガス排出量は、実排出量係数による二酸化炭素換算では24,700 t-CO₂であり、基準年度(令和元年度 26,700 t-CO₂)に比べて、温室効果ガス排出量は、7.5%減少しました。調整後排出係数^{*3}による二酸化炭素換算では23,900 t-CO₂となり、基準年度(令和元年度 26,100 t-CO₂)に比べて、温室効果ガス排出量は、8.4%減少しました。

※3 調整後排出係数とは実排出係数から京都メカニズムクレジット等を考慮し調整した排出係数です。調整後温室効果ガス排出量の算定にはこちらを用います。

- ii. 神奈川県条例と温対法の温室効果ガス排出量が異なるのは、有効数字処理の有無によります。

温対法は有効数字処理が無いため、24,715 t-CO₂となりますが、神奈川県条例では有効数字3桁処理を行うため、24,700 t-CO₂となります。

② 自動車の温室効果ガス排出量

- i. 令和3年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で1,040 t-CO₂であり、基準年度(令和元年度 1,120 t-CO₂)に比べて7.1%減少しました。
- ii. なお、事業活動温暖化対策計画書の最終年度(令和6年度)の削減目標値は、1,098t-CO₂(実排出係数による値)であり、目標値達成となりました。
今後、さらなる電気自動車等の導入やエコドライブなどの環境配慮行動を実践していく必要があります。



令和3年度(2021年度)市内環境活動実績報告書

—令和4年度版—

発行年月 令和5年3月
編集・発行 横須賀市環境部ゼロカーボン推進課
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
電話 046 (822) 8524 FAX 046 (824) 5630
E-mail ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp
ホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/yes/tnkatsudo.html>